

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	表1による。	仕 様 書 番 号	
迫撃砲用縮射弾		GW-Y702003H	
		防衛大臣承認	平成 5年 3月 17日
		作 成	平成 5年 3月 5日
		変 更	令和 2年 7月 27日
		作成部隊等名	補給統制本部 弾薬部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊が使用する市販品の迫撃砲用縮射弾（以下，“弾薬”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

Factory New

認定製造者又は公認製造者が製造し、社内検査に合格した未使用の製品をいう。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	種類	物品番号 (DOD I C)
1	22mm縮射弾 (81mmM用1号)	1305-200-1445-5 (AK64J)
2	22mm縮射弾 (81mmM用2号)	1305-200-1446-5 (AK65J)
3	22mm縮射弾 (81mmM用3号)	1305-200-1447-5 (AK66J)
4	22mm縮射弾 (81mmM用4号)	1305-200-1448-5 (AK67J)
5	22mm縮射弾 (120mmM用1号)	1305-200-1449-5 (AK68J)
6	22mm縮射弾 (120mmM用2号)	1305-200-1450-5 (AK69J)
7	22mm縮射弾 (120mmM用3号)	1305-200-1451-5 (AK70J)
8	22mm縮射弾 (120mmM用4号)	1305-200-1452-5 (AK71J)

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、表1の種類による。

例 22mm縮射弾 (81mmM用1号)

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GW-CG-Y710103 陸上自衛隊火砲弾薬共通仕様書

2 一般的事項

一般的事項は、次による。

- a) この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。
- b) 弾薬は、Factory Newとする。

3 製品に関する要求

品名及びカタログ製品名は、表2による。

表2－品名及びカタログ製品名

番号	品名	カタログ製品名 (製品番号)
1	22mm縮射弾(81mmM用1号)	ドイツ連邦共和国, Rheinmetall Waffe Munition GmbH Practice Cartridge 22mm for Mortar 81mm, 200m/1. Charge (43014300)
2	22mm縮射弾(81mmM用2号)	ドイツ連邦共和国, Rheinmetall Waffe Munition GmbH Practice Cartridge 22mm for Mortar 81mm, 250m/2. Charge (43014400)
3	22mm縮射弾(81mmM用3号)	ドイツ連邦共和国, Rheinmetall Waffe Munition GmbH Practice Cartridge 22mm for Mortar 81mm, 350m/3. Charge (43014500)
4	22mm縮射弾(81mmM用4号)	ドイツ連邦共和国, Rheinmetall Waffe Munition GmbH Practice Cartridge 22mm for Mortar 81mm, 450m/4. Charge (43014600)
5	22mm縮射弾(120mmM用1号)	ドイツ連邦共和国, Rheinmetall Waffe Munition GmbH Practice Cartridge 22mm, for Mortar 120mm, 1,250m, Rifled Bore (43016000)
6	22mm縮射弾(120mmM用2号)	ドイツ連邦共和国, Rheinmetall Waffe Munition GmbH Practice Cartridge 22mm, for Mortar 120mm, 2,350m, Rifled Bore (43019000)

表2—品名及びカタログ製品名（続き）

番号	品名	カタログ製品名 (製品番号)
7	22mm縮射弾(120mmM用3号)	ドイツ連邦共和国, Rheinmetall Waffe Munition GmbH Practice Cartridge 22mm, for Mortar 120mm, 3,450m, Rifled Bore (43016100)
8	22mm縮射弾(120mmM用4号)	ドイツ連邦共和国, Rheinmetall Waffe Munition GmbH Practice Cartridge 22mm, for Mortar 120mm, 4,540m, Rifled Bore (43016200)

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、木箱とする。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2の品名、物品番号、DOD IC、数量、質量、製造年月（西暦下2桁一月）を表示し、木箱にバンドをかける場合は、表示した内容に被ってはならない。

6 その他の指示

6.1 添付書類

契約の相手方は、表3に示す書類を添付し、数量は、調達要領指定書によって指定する。

表3—添付書類

番号	名称	注記
1	USER'S HANDBOOK	1 日本語版とする。
2	TECHNICAL HANDBOOK	2 81mm迫撃砲L16用
3	OPERATORS MANUAL	1 日本語版とする。
4	TECHNICAL AND MAINTENANCE MANUAL	2 120mm迫撃砲RT用
5	品質を保証する資料	製造者又は販売者が作成したものとする。 なお、日本語以外の言語で記載されているものは、参考として和訳を添付する。
6	包装諸元などの資料 ^{a)}	
注 ^{a)} 包装諸元などの資料は、調達する品名ごとに、品名、ロット番号、数量、製造年月、製造所名、包装要領などを記載したものとする。		

6.2 安全データシート（SDS）

安全データシート（SDS）は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GW-CG-Y710103の5.16による。

6.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。